様式第２号（第７条関係）

第　　　号

年　月　日

（申請者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

　　　八頭町ＩＴパスポート取得経費助成金交付決定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった八頭町ＩＴパスポート取得経費助成金については、八頭町職員のＩＴパスポート取得に係る経費助成要綱第７条の規定により、下記の通り決定しましたので通知します。

記

１　助成金の額

　　　　　　　　　　　円

２　助成決定の取消し等

助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、返還させるものとする。

（１）　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（２）　その他助成することが不適当と認められる事実があったとき。

３　職員の責務

職員は、この要綱による助成金の交付を受けた場合は、ＩＴパスポートの取得により得られた知見を町行政におけるデジタル化の推進のために積極的に活用し、職務を遂行しなければならない。